

# 平成 2 1 次東京都消費生活対策審議会

## 第 4 回部会

## 議 事 録

平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日 ( 木 )

第二本庁舎 特別会議室 2 5

午前10時01分開会

池本部長 おはようございます。時間になりましたので、それでは、審議会の第4回の部会をこれから開催したいと思います。

最初に、まず事務局から定足数、あと配付資料の確認も併せてお願いできますか。

企画調整課長 企画調整課長の山根です。事務局からご報告申し上げます。

部会は、委員6名で構成されております。本日は、佐々木委員、野澤委員から急きょ欠席というご連絡をいただいておりますが、4名の委員のご出席をいただいております。

消費生活対策審議会運営要綱第8によります委員の半数以上の出席という定足数に達しております。欠席委員からは、委任状をいただいております。

なお、この部会は、審議会運用要綱第11により、公開の扱いにさせていただきたいと思っております。また、議事録につきましても公開する予定でございますので、ご了承ください。

次に、本日お配りしております資料を確認させていただきます。お手元に配付しておりますけれども、本日は5種類の資料がございます。資料1が審議会部会の委員名簿でございます。資料2が部会の書記名簿でございます。それから資料3ですが、「消費者被害救済のあり方について 答申(案)」という冊子になっております。それから、資料4はA3判1枚ものございまして、「消費者被害救済委員会の機能強化に係る検討結果」という資料でございます。それから最後、資料5につきましては、「『消費者被害救済のあり方』に対する意見募集結果 意見の概要 一覧」ということで、A3判3枚の資料になっているところでございます。

以上です。

池本部長 ありがとうございます。

それでは、早速審議に入りたいと思っておりますが、本日はこれまでこの部会の中で議論してきた結果、それを踏まえたところの確認、それから、今紹介にありましたパブリックコメントの結果も踏まえて、最終答申案をとりまとめるための検討をするという予定になっております。

そこで、まず初めに、事務局からこれまでの検討結果のところを紹介していただけますか。

企画調整課長 それでは、資料4をご覧ください。

まず、これまで4回部会を開催させていただきまして、議論をいただいたところでございますけれども、今回、予定では最後の部会ということになりますので、これまでの議論の中身の再確認と、部会としての意思統一といいますか、コンセンサスということを図っていただきたいと思っているところでございます。

具体的には、この資料4には、今回の答申のポイントについてまとめているところでございます。検討した課題につきまして、答申案でどのように記述をされているかということ、それから、特に今回確認させていただきたいのは、議論の結果、答申案には盛り込まなかった、あるいは未反映にした、ここの部分の整理を改めてさせていただきたいと思っております。

早速ですが、資料でございます。

まず、「受付範囲の拡大」ですが、東京都のセンターが広域的機能を果たすということで、区市町村、それから相談を受け付けている消費者団体、こういったところが扱った案件についても、都の委員会で扱えるようにしようということでございます。

次に、「対象とする紛争の拡大」ですが、ここに検討した課題が4項目ございます。まず、このうちの下から3番目と4番目、ここについて、若干未反映が出ておりますので、ご説明いたします。

まず3番目、不特定多数に影響を与える約款等の問題を対象に追加しようという課題がございました。結論から申しますと、これにつきましては、今回は答申案では見送りという形になっております。これは、相談員が職権で探知した約款の問題等につきまして、委員会で審議して、その解決指針を示すという提言機能を付与できないかという問題意識でございました。この問題意識そのものは、ご議論の中で評価をいただいたのですが、そもそも被害救済委員会の権能として、そこまで付加できるかどうかといったご意見、それからまたこの場合は、通常の紛争案件と違いまして、当事者が不存在になるといったような形になるわけですが、こういったものについての手続が可能なのかといったような疑問、ご意見がございまして、結果として、これに関しては、今回答申案には盛り込まないという形にさせていただいております。

一方でこうした問題につきましては、適格消費者団体がすでに差止請求権を持っていることから、これを行って約款の変更を促すという目的を果たすために、そこに情報提供をしていくことが重要であるといったようなご意見もいただいたところでございます。

適格消費者団体と東京都の被害救済委員会の関係を考えたときに、委員会であっせん

した案件に関しまして、約款等に問題があれば情報提供して、委員会、団体の取組につなげていただくということは取り組んでいくべきであろうということでございます。さらに国センなどでは、団体の案件も受け付けているということもありまして、団体からの案件、これそのものを委員会で審議できないかという議論にもなったところでございます。

これにつきまして、これまでの意見をまとめますと、委員会で審議した結果が約款の変更につながるのか、実効性という意味で疑問があるといったようなご意見。それから受付範囲の拡大として、消費者団体を追加したところでございますけれども、これはあくまでも都と同様の相談機能を持っている、相談業務を行っている団体ということで範囲を限定しているわけなんですけれども、適格消費者団体自体は、相談業務をやっていないということもありますので、そういったことを考えると、別の制度設計が必要になってくるであろうといったようなご意見。それから今回の見直しは、これは結論になるわけなんですけれども、まずは相談員の困難案件を迅速に処理していくという基本的なところの考え方に主眼を置くべきであって、今回の適格消費者団体につきましては、将来的な課題として考えればよいのではないかという課題のご指摘がありました。こうしたことから適格消費者団体の差止請求権に関する案件を対象に追加するということに関しましては、見送りという形での整理をさせていただいたところでございます。

以上が第1番目のポイントでございます。

それから、今回の中であと二つポイントがございまして、一つ飛んで「情報提供の充実」の上段の課題のところです。こちらは、そもそも東京都の被害救済委員会の目的として、二次被害の防止のために情報を提供していくという、今までもそういう考え方でやってきたわけなんですけれども、今回、この情報提供に関しましては、いろいろな意見をいただいたところでございます。特に、この事業者名の公表に関しましては、意見が分かれたところでございます。

ご意見としては、本来は全件公表することが望ましいであろう、あっせんに応じた事業者を評価するということまで、社会の認識が変わっていくように東京都がリードしていくべきではないかというようなご意見をいただきました。ただしかし、現実にはなかなか社会の状況がそこまで行っていないということと、手続への協力、それからあっせん成立へのインセンティブということを考えると、やはり事業者名の全件公表ということは難しいというふうに整理をしたところでございます。

ただ、当然ながら、東京都は今まで基本的にあっせん不調になったものについては、

公表して注意喚起を図るということをやっておりましたので、当然、ここは後退させずにやっていくという内容になっているところでございます。

それからその下、委員会への出席等への事業者の努力義務ということでございます。これに関しましては、当然、件数が増えれば、手続に協力しない事業者が増えてくる可能性がある。そこで事業者が委員会に出席するといいますか、それを促すように、条例に強制規定のようなものを設けることができないかということをご検討いただいたところでございます。部会の議論の中では、努力義務ということであれば、条例上も問題ないのではないかというご意見をいただいたところですが、私どもの行政内部の法規担当のほうともいろいろ検討を重ねてきた結果、被害救済委員会自体が裁判外紛争解決制度の中で運用されている委員会ということでありますので、これについて条例で義務規定を設けるということは、やはりちょっとそぐわないのではないかというような見解が出たところでございます。

そうしたこともありまして、今回は現行条例を活用して出席を促す取組という形で整理をさせていただいたところでございます。条例には第7条、それから29条で、事業者は東京都の施策に協力する責務があるという規定がありますので、それをフルに活用して事業者を説得していく、こういった取組をしていくべきであるといった形での整備にさせていただいたところでございます。

以上がこれまで部会で議論になった問題でございます。

池本部会長 まとめることは後で、区別してやっていったほうが、議論がやりやすいと思いますので。

企画調整課長 わかりました。では、一旦ここで。

池本部会長 前回まで議論したところについて、事務局でご検討いただいた中身で反映できたところ、できなかったところ、とりわけ、資料4の反映できなかったところについて、少し丁寧にご説明をいただきました。

今の反映できなかったというところだけではなくて、それ以外の反映されたところも含めて、今日配付された資料3で、前回から手を加えられたところに原稿の本文の中にマークがついていますので、そのあたりも含めて、まず皆さんからご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

川野委員 今日お配りいただいたこれは、送っていただいたのと内容的に変わりがありますか。

企画調整課長 若干、文言修正している箇所があります。大きくは変わっておりません。

川野委員 「てにをは」のレベルですか。

企画調整課長 はい。

川野委員 わかりました。

池本部会長 ほかに皆さんからいかがでしょうか。

鹿野委員 ちょっと確認させてください。

先ほどの委員会への出席等についての事業者の努力義務に関して、ご説明いただいたのですが、事業者が結局出席等を拒んで、この手続にのらないという場合には、その上に書いてある情報の提供の点につき、例えば、事業者名を載せた形での公表ということはありませんか。

企画調整課長 出席をしなかったから公表ということではなくて、結局、出席をしないと結果としては不調になりますね。不調案件につきましては、東京都は今までも公表しておりますので、そういった形での事業者名の公表ということになると思います。

鹿野委員 さらに、今の点に関連して確認なのですが、そもそも手続にのらないかという段階と、のったけれども、出席をするかどうかという段階との区別はないのですか。言い換えると、東京都の方に寄せられた案件の中で、一定の要件を満たしているのに、被害救済委員会において取り上げようということになったときに、取り上げることにして事業者の承諾は必要とされていないということですか。つまり、事業者が応じることがどうかにかかわらず、東京都の判断で、この手続きで取り扱うことが決定され、事件がまな板の上に乗ることになり、当該事業者に対して出席するよう要請したけれども応じないときには、結局、不調という結果につながり、それで事業者名の公表という可能性も出てくると、そういう流れであると把握してよろしいですか。

企画調整課長 はい。

池本部会長 ほかにいかがでしょうか。

私のほうから1点。今のやり取りに関連しての質問になりますが、事業者があっせん・調停に同意せず、不調になった場合、今後、この手続では解決が困難である場合には、いわば事業者名を公表できるというふうになっています。以前議論したときに、あっせんで不調になる中には、事業者からの解決案はそれなりに理解できるけれども、消費者の要望との間でどうしても格差があって解決に至らなかったという案件と、あっせん委員から提案を出しても、事業者が頑としてかけ離れたところで全く譲歩しないというような案件

と、事案によって幅があるだろうと。そのあたりは、今の不調になったものは全件当然に公表とするのか、あるいは今のような事案のニュアンスの違いを考慮するのか。考慮するとすれば、どの辺で考え方として吸収することになるのか、そのあたりをちょっと補足していただけますか。

企画調整課長 答申案の本文の18ページをご覧くださいなのですが、こちらは中間のまとめから変わっておりません。今、池本部会長からお話がありましたように、当然、件数が増えればいろんなケースが出てくるであろう、中には消費者が強行で、事業者は誠意をもって対応したけれども、不調になったというケースも考えられるということを想定しまして、原則としては、不調の際には事業者名を公表というのは東京都の方針ではあるんですが、そういったケースは、やはり事業者に一方的な不利益が生じないように、情報提供については、実際に案件の紛争の解決処理に当たっていただいた委員会から意見をいただくということで、一定の配慮をしていきたいというふうに考えております。

池本部会長 それは新しくできる機動的な部会が意見を出し、全体の委員会で決定すると。どういう手続の流れに。

企画調整課長 運用の中でまた考えたいと思っているんですけども、基本的に個々の案件を検討して、事情が一番よくわかっている審議していただいた委員会のまず意見を伺います。最終的に委員会全体として、意見をまとめていただくかどうかということはちょっと考えたいと思うんですが、一方的にならないようには考えたいというふうに思っております。

池本部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、私からもう1点。先ほどの未反映となったという中の、今回見送りとする適格消費者団体が差止請求権を行使したが、事業者が応じないで紛争になった案件ということに関連してです。先ほどの資料4で、今回のもともとの制度設計の出発点がセンターの相談処理機能のバックアップであると。そのことからすれば、ここでの議論は、その範囲をやや超えたところでの提案であるということは承知しております。ただ、もう一つの当事者が不存在という理由づけなんですけど、これは適格消費者団体で取り扱った案件について、それが新しい救済委員会に載せるというときに、適格消費者団体が事業者に向けて、例えば不当な契約条項の改善の申し入れをしても対応してくれないとか、訴訟にいきなり行ってもいいのかもしれませんが、条項の微妙なニュアンスも含めて調整が必要なので、協議をしながら妥当な解決を図りたいというようなときには、適格消費者団体がまさに申

請人として位置づけられるという問題ですから、当事者が不存在という理解とは少し違うのではないかという気がします。むしろ、これまでの救済委員会というか、救済という言葉と、差止請求というのは将来の未然防止ですから、その意味でいうと、制度設計の中に少しこれまではない広がりを持たせないといけないという意味で、制度全体に影響を及ぼす大きな課題としての提案になるだろうということはわかります。そういう意味では、当事者が不存在という話になると、およそ将来的にそこを取り込む余地はないかのように聞こえてしまうのですが、いわば事後救済型の救済委員会から、未然防止も含むようなところを視野に入れられないかという観点です。それはその一つ前のところに書いてあります約款の問題について対象として検討できないかという論点。これは当事者不存在だと難しいという話がありますが、当事者はいるということになると、将来的には適格消費者団体を当事者とする申立てもあり得るのではないかと、制度のいろんなところを調整できればですね。ということがあるので、ちょっとこれは二つが同じ理由だと、将来的な見直しの位置が見えなくなってしまうので、そこは少し記述について工夫をしていただく必要があるのかなというふうに思います。

企画調整課長 今、部会長がおっしゃいましたとおり、当事者不存在というのは主に上のほうですね。不特定多数に影響を与える約款等の問題を対象に追加。委員会が主体的に掘り起こしてという場合に、実際、被害者がいない、直接の被害者がいないという形になるので、それで進められるかという議論があったということですので、そこはちょっと修正をします。

池本部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

あとでまた全体について、さらに表現や理由づけも含めてまた議論の時間がありますので。

先に進めまして、もう一つのパブコメの結果を紹介していただきながら、それと答申の事務局案についてのご説明をいただくというふうにしましょう。その上で全体について、また議論の時間をとりたいというふうに思います。

企画調整課長 それでは、前回中間のまとめを審議会総会でご承認いただいた後、パブリックコメントを実施しました。本日の資料3です。こちらの29ページに、パブコメ、意見募集の結果の概要をまとめているところでございます。

パブコメ自体は、9月26日から10月17日ということで、3週間ちょっとですけれども、行ったところでございます。今回、ご意見としていただきましたのが、7件ござ



いました。内容的には消費者団体、それからその他の団体、個人の方となっておりますが、一般の都民の方というよりは、消費者相談とか、消費者被害の救済に職業として当たっている個人の方や法律関係の団体の方、消費者団体も相談を業務としている団体の方、消費者活動をされている都民の団体の方など、全くの一般の消費者の方ということではございませんでした。ということもあって、中身はかなり専門的なご意見でありました。意見の数としては21件ありまして、主にここにありますように、今回の機能強化の中身について具体的なご意見をいただいたところでございます。

概ね中間のまとめの方針である委員会の機能強化、救済の手段の充実ということに関しては、非常に意義のあることなのでこの方向で進めてほしいというご意見と、手法などについての具体的なご提案といったような内容になっているところでございます。

具体的な意見につきましては、次の30ページからとりまとめているところでございます。

まず(1)の「受付範囲の拡大」。これに関しましては、非常に間口が広がるということでご期待の意見が多かったところでございます。特に3番のところ、これは消費者団体の方からいただいた意見ですけれども、消費者団体はそれぞれ相談を業務としてやっている中で、さらにその後ろに都の被害救済委員会が控えているという形になれば、相談業務自体により実効性といいますか、事業者への牽制、プレッシャーといいますか、ここで解決しなかったら東京都に行くよと、そういった交渉の仕方也可以るということで、ぜひやってほしいということのご意見をいただいております。これに関しましては、趣旨を活かしまして、本文13ページのほうに盛り込んでいるところでございます。

それから、あと代表的なものとして、次の31ページの6番のところ、一番上でございますが、ここも今回対象とする紛争の範囲拡大ですね。これにつきまして、具体的な記述をしてはどうかということでご意見をいただいているところでございます。中間のまとめでは、「反復性」、「高度専門性」、「緊急性」ということで、大まかな定義はしていたんですけれども、ここに具体的な内容を書くということで、これは私どもセンターの事例から、こういったケースが、それぞれ条件に当てはまるのではないかと具体的な記載をしたということでございます。これは本文14ページのほうに反映をさせていただいているところでございます。

それから、ずっと飛びまして、「審議体制の強化」の中の、このページの一番下の10番のところ。こちらでは、委員会の実際の審議体制をどうやって強化していくかと

いう中で、例えば、現場で相談に当たっている、実際に消費者被害救済に当たっていた委員を選任するべきだといったような具体的なご意見をいただいたところでございます。これもそのままではないんですけれども、趣旨として本文15ページに盛り込んでいるというところでございます。

それから次のページ、32ページですが、13番のところですが、民間のADR機関との連携ということでございます。これもADR機関側のご意見ですが、ADR機関は、それぞれいろいろ特徴があって、専門分野で活動されているということで、ここでひとつ危惧と申しますか、一律に東京都から案件を紹介されるようなことはしないでほしいということの内容になっています。これにつきましては、東京都の側でADR機関の特色であるとか活動方針、そういったところを、情報交換しつつ、消費者にとって何が、一番メリットがあるかということ判断してADR機関におつなぎするといったような内容の趣旨で、これは21ページになりますけれども、本文に盛り込ませていただいたというところでございます。

以上が大ざっぱなところですが、今回さらにちょっと、いろいろなご意見ということで紹介させていただきますと、資料5の2枚目をご覧ください。

今回機能強化を検討する中で、いろいろなやり方を考えていたわけですが、幾つかご懸念があった部分でご意見をいただいております。2枚目の13番のところですが、「対象紛争の拡大」の中で、今回 のところですが、反復性等の要件を加えることで、付託要件が逆に厳格化されないようにしてほしいとのことです。今回いろいろな条件をつけたわけですが、その運用が厳格になることによって、付託できる要件が厳しくなってしまう。こういったことのないようにしてほしいということでございます。これに関しましては、今回そもそもの議論の始まりが、なかなか付託が難しいということもあり、そこをなんとかしようというのがもともとの趣旨でありましたので、このところは、そういう意味では問題ないと思うんですけれども、こういったご意見もいただいているというところでございます。

それから、その下の18番のところですが、こちらが団体のほうからいただいたご意見ですが、今回、部会が二つに分かれて、迅速に処理する部会ができるわけですが、東京都が提言機能というものに重視を置いてきたことから、それはそういう形で引き続いてやってほしいということです。

それから、部会の検討の仕方につきましても、 のところですが、問題点をと

りまとめるチームをつくって、その後の施策に活かしていくような、そういったこともしていきべきではないかといったような提言もいただいております。これに関しましては、現場を持っている東京都として、なるべくそういうところは拾い上げていこうという趣旨でございますので、そういった観点からは、答申の内容に盛り込まれている形になっております。

以上、かいつまんでですけれども、パブコメの意見、これをどういうふうに反映させたかということをご説明させていただきました。

引き続き、よろしければ、今回の冊子のほうですね。中間のまとめからどういうふうに変ったかということをご説明させていただきます。

最初にご説明いたしました未反映の部分、それからパブコメの反映の部分ということで、大きなところは終わっておるんですけれども、それ以外の部分を中心にお話しさせていただきたいと思います。

池本部会長 すみません、今のところまで、パブコメについての集約結果を紹介していただいた範囲で、委員から質問、意見があれば。

矢野委員 9月に総会がありまして、そのときも結構委員から、さまざま中間まとめについて意見が出されたと思うんですけれども、答申案の中には、そのこと自体はパブコメのようなまとめ方に入るということはないと思いますが、少なくとも、きょうの検討部会にその資料はほしかったなと思っております。ですから、答申案の説明の折に、総会で出された意見をどのように受けとめて、どう変わったという点を補足してご説明をお願いしたいと思います。

池本部会長 ほかにこのパブコメに関連して、何か質問、意見があれば。

よろしいですか。あとで全体を一括して議論することとして、事務局のほうで、この答申案についての説明に戻ってください。

企画調整課長 それでは、資料の3でございます。この資料3、冊子は、今、矢野委員からお話もありましたけれども、前回の総会での議論を踏まえて、まず加筆をしております。それからパブコメの意見を取り入れたということと、あと答申ということで、若干体裁を変えております。

具体的には、中間まとめは箇条書きでしたが、それを文章の形に直しております。それから、先ほど川野委員からもご指摘いただきましたが、先週送らせていただいた冊子から、若干、文言修正が入っておりますので、ご了承いただきたいと思います。今回、中間

のまとめから記述が変更した部分は網かけにして変更箇所がわかるようにしているところ  
でございます。

それでは、具体的な変更箇所でございますが、まず「目次」をおめくりいただきまし  
て、1ページのところです。「答申にあたって」ということで、今回この問題を諮問さ  
せていただきまして、こういった経緯で今回答申に結びついてきたということ、経緯と  
してまとめさせていただいております。

それから、おめくりいただいたところに、3ページに「答申の骨子」としてまとめさ  
せていただきました。中間のまとめのときは、「検討の方向性」といったような内容にな  
っていたんですが、今回、答申に関しての基本的な考え方を一番上に置きまして、その中  
身、課題に対して、答申としてどういう考えを打ち出してきたかということが、本文すべ  
てを読まなくても、ここでポイントが全部わかるようにまとめたところでございます。

次に第1章ですが、こちらはほとんど中間のまとめと変わっておりません。第1章は  
問題提起の部分でございますので、体裁を若干変えておりますけれども、文言自体は変わ  
っておりません。例えば、6ページをご覧くださいと、こういった課題があるかとい  
うことははっきり見やすくしようということで、課題に関しましては、枠で囲むといった  
ような工夫をさせていただいたところでございます。

次に第2章でございます。まず13ページのところ、ここが真ん中のところに3行ほ  
ど網かけになっておりますけれども、これは先ほど申しましたパブコメの意見を反映させ  
ていただいたところでございます。

それから、おめくりいただきまして、14ページにつきましても、こちらも被害の  
「反復性」、「高度専門性」、「緊急性」について、パブコメの意見を踏まえて具体的に  
記述をしたという部分でございます。

それから15ページですが、下のほうに網かけが6行ほど上にあるんですが、ここは  
部会でもいろいろ議論いただいたんですけれども、二つの部会ができるということになっ  
たときに、その案件をどのように振り分けていくかということに関して、わかりやすく、  
具体的な記述に改めさせていただいたところでございます。

それから、その下の網かけ2行ほどありますが、これは先ほどのパブコメのご意見を  
反映させていただいたところでございます。

それから、おめくりいただきまして16ページです。こちらが一番最初に説明をさせ  
ていただきました義務規定の部分です。今回、条例上で義務を設けて事業者をテーブルに

つかせるということに関してご意見、ご議論いただいたところなんですが、現行条例の中でそういった実例があるということで、これを踏まえて事業者に協力を促すということ、こちら丁寧にも書いています。

それから、18ページのところは、事業者名の公表に関しましては、当初、事件の周知ということで整理をしていたんですが、わかりやすくという意味で、「情報提供の充実（事件の周知）」というタイトルにさせていただいたところがございます。

それから、19ページですが、こちらはコラムのような体裁をとっております。これが先ほど最初にご説明させていただきました約款に関する部分、適格消費者団体との関係でもあるんですが、中間のまとめでは、この部分は、14ページ、「対象とする紛争の拡大」の後に入れていたところがございます。今回約款の記述につきましては、審議経過を書いていることもあり、本文の中に入れますと、どうも流れがぎくしゃくすることもありまして、ちょっと特出しをしまして、2章の最後に置くという整理をさせていただいたところがございます。

続きまして、3章ですが、こちらが中間のまとめから大きく変わっているところがございます。先ほど矢野委員からご意見いただいたんですが、総会でいただいたご意見というのは、このページに反映をさせているところがございます。

まず、「区市町村支援」なんですけれども、今回東京都が被害救済委員会のシステムを充実させるということ、区市町村の案件も扱えるようにしますよということで、これは一義的に区市町村支援ではあるんですけれども、さらに一歩進んで、被害救済委員会というシステムも身近な相談機関にあるのが望ましいという基本的な方針に立ちまして、今回、東京都が新しい部会を設けてスピーディな処理をしていくといったようなことを見本として示すといいますか、そういった形で区市町村でも導入できるんだというような形を示していきたいということを記述しています。

さらに、例えば今回、区市町村からいただいた案件につきましては、区市町村の担当者を、その審議の中である程度関与していただいてノウハウを提供していくといったようなことも、こちらでやっていければということを書いているところがございます。前回の委員会でも、東京都としての責任として区市町村を支援する、なかなか手が回らないところも現状としてあるので、そういうことをやっていただきたいというご意見も強くいただきましたので。ただ、そうはいつでも東京都が一方的にいつまでもやるのではなく、できるところがあれば、こういったノウハウの提供をしていくという。将来的な流れ

をこちらで明確にしているところでございます。

それから、2番の「民間ADR機関との連携」でございます。こちら先ほどのパブコメの意見のところでご紹介させていただきましたけれども、さまざまなADR機関があるという中で、なかなか知名度もまだまだないといった状況の中で、東京都が民間のADR機関の実情をよく踏まえて、研究した上で、消費者の利益を考えて、そういったところにつないでいくということを、中間のまとめのときは、かなり簡単な記載だったんですけども、丁寧に書いているところでございます。

ここまでは3章ということで、内容になるわけですが、最後に「おわりに」というところがございます。こちらは文字どおり、まとめの部分ですが、最後とその前の段落、こちらには、これは矢野委員からもご意見いただきました。東京都として、こういった委員会の仕組みをほかの施策にもちゃんと反映させていくべきだということ。さらに、東京都として国に対して物を言うべきだ。これはこれまでもやっているんですけども、そういったところを推し進めていくべきだということで、最後の審議会の意見として、こういったことをこちらのほうに記載をさせていただいたところがございます。

ここまでが内容でございます。次からは参考資料で、今回の諮問書、それからパブコメの結果、それと相談の実情です。

最後、39ページの「付属資料」につきましては、審議会の関係、それと今回の部会でご検討いただいた経過、総会も含めてですが、まとめているところがございます。

本文の変更箇所については以上でございます。

池本部会長 ありがとうございます。さあ、そこでこの答申案全体について、表現や中身を含めて、全体についてご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

矢野委員 特段区切りなしで、全体でいいですか。

池本部会長 そうですね。どの部分からでも結構です。

鹿野委員 先ほど既に池本部会長が指摘されたことに関連する点です。この答申案の14ページの「対象とする紛争の拡大」に関連して、19ページに囲みが置かれていて、約款条項等に問題がある約款等についての検討ということが書かれているのですが、この書かれている内容は、要するに抽象的な事案について検討するのはどうかということで、そこまでの新たな提言機能を付与するということは、今回の諮問の範囲を超えるから、今回はやりませんよということだけです。その点は書かれているのですが、先ほど

指摘された適格消費者団体と事業者との間の紛争、つまり、適格消費者団体が差止請求権を行使した、あるいは訴訟の提起の一步手前の申し入れをしたんだけど、事業者が応じないというような形の紛争についてはどうするのかということについては、直接的にはこの囲みの中には出てきていないように思われます。確かに最後のほうの「なお」以下の段落のところ、適格消費者団体との協力体制等については書かれているのですが、この中でも結構ですから、やはりこの点についてもう一步踏み込み、今後さらに検討をしていくのだというようなことが書かれていてもよいのではないかと思います。これについては、個別の解決だけじゃなくて、もう少し広がりのある解決というものができないだろうかということ、ここでも議論したのですし、その必要性については、大方ここでの意見の一致が見られたのではないかと私は思っています。ただ、今回、当初予定されていた検討対象からは、若干さらに踏み出した問題であることは認識しているので、今回はこれについての結論を出すということにはならないでしょうが、そうだとすると、こういう問題について、今後につなげていくような表現が、この19ページの囲みの中にあればよいのではないかと思います。

企画調整課長 将来的にという意味ですね。将来につなげるといったニュアンス、そういうこともありまして、コラムで整理したほうがいいのかというふうに思ったものですから、その形で。

鹿野委員 コラムでということについては、それほど異論があるわけではないんですが、そのコラムの内容について、もう一步具体的にそういう内容を盛り込んでいただければというふうに思います。

池本部会長 ほかにいかがでしょうか。

川野委員 今のご意見についてですが、私はこの程度の表現でいいんじゃないかと逆に思いました。現実の問題として、いわゆる敷居を低くし機能を強化して、しかも外部の機関との連携でもっと対応数を増やしていく、将来的な方向については、論議をしてきましたが、現時点でできるのはここまでかなというふうにあるので。次のステップは当然ありますけれども、中間まとめとしてどこまで踏み込んでいくのか、いうことであれば、今回の答申はこの表現でもいいんじゃないかなと思ったんです。

鹿野委員 今のご意見のうち、できるのはここまでかという点は、将来的にもここまでだということですか。

川野委員 いえ、この時点では、この表現でいいんじゃないか、将来の方向もこれで推

測できるんじゃないかなと思ったんです。その表現の強弱の話かなと認識していますけど。

池本部会長 いかがでしょう。今の点。

矢野委員 2段目の最後のところで、時間をかけて課題整理を行い検討するべきであるという文言は入っているので、鹿野委員の言われたことがその中に含まれるとすれば、一応、検討ということでは、対応できるかなとは思っておりますが、いかがでしょうか。

鹿野委員 その「なお」以下のところの意味をどういうふうにとらえられるのかということなのですが、これは、適格消費者団体は、ここに記載された権限を持って活動していますよねということと、一方で、都はその適格消費者団体との関係において、情報交換などの協力体制を採っていますよねということです。その上で、協力体制を活用していくという文章には、情報交換等をさらに密にしていきたいと思いますという趣旨までは、当然ここに入っているのだらうと理解できるのですが、その最後の2行の「新たな訴訟制度導入の動きを踏まえ、連携の仕組みを再構築していく」というところあたりに、先ほどのニュアンスが入っているのかどうかはよくわからないのです。もちろん、将来に向けて具体的に、適格消費者団体と事業者との間の案件をここに入れるということを決めたわけではないのですが、そういうことも含めて、ここで取り扱う対象の拡大については、さらに今後検討をしていくという趣旨のことが含まれてもよいのではないかと思います。

私の意見も、今このことに関連して発言させていただければ、確かに今回の答申の中で適格消費者団体を当事者に加えるということは、もともとの議論のスタート、諮問の趣旨から超えるというだけではなくて、超えるものであっても本当にいいものであれば、それも入れようという議論になるんですが、被害救済から防止に広がることや、あるいは申請の手続などの問題もあるので、この段階で結論を出すというのは確かに難しいであろうと。ただ、この一番最後の「さらには」というところからのフレーズでいいますと、「新たな訴訟制度導入の動き」というのは集団的被害救済制度です。集団的被害救済制度ができた場合に、それも適格消費者団体がいきなり裁判所へ持っていくという方法も、もちろん、それが導入されようとしているんですが、その前でこの救済委員会が調整機関となって解決を図るという選択肢も将来的には十分あり得るであろう。あるいは、そこを入れるのであれば、現在の差止請求権もいきなり裁判所へ持っていく選択肢とは別に、この救済委員会が調整機関となって差し止めについて調整をし、一定の方向性を打ち出すということもあり得るのではないかと思いますという意味でいいますと、この「連携の仕組みを再構築してい



くことが」というところに、適格消費者団体を申立人とする位置づけなどを含めた連携の仕組みを再構築していくというふうな、やはり将来的には、適格消費者団体をこの手続の当事者に加えることの可否が検討課題であるということが見えるようにしておく。それは、それを導入するということの方針決定でもありませんし、少なくとも、ここで議論された論点ではありましたから、その限度で加えるということはあったほうがいいのかというふうに思います。

いかがでしょうか。

鹿野委員 そうですね。そういう形での加え方が一つあると思います。あるいは、この囲みの前段のところでは、「これこれについては……検討を行った」という、最初の3行がありますよね。これは、抽象的な審査をして提言を行うという形での機能拡大を、ここで行うのかについて議論を行ったのだけれども、この点についてはこういう理由で今回はやりませんよということが書いてありますが、もう一方で、先ほどから申し上げておりますように、いわば適格消費者団体と事業者との間における不当条項等の差止請求などの問題を、ここの都の被害救済委員会で取り上げるという可能性についても、これを検討はしたわけですよね。この点も、今回はそこまでは取り込まないということに結論としてはなったわけなのですが、その検討は一応したということ、しかし今回はこれを取り込むという結論には至らなかったこと、今後の課題としては存在するのだということなどが、若干ニュアンスとして伝わるようにしたほうがよいのではないかと思います。

企画調整課長 今、池本部会長に整理していただいたように、議論の経過をもっとはつきり書く、方向性、どうこうしたいということよりも、どういった議論をした上で、こういうふうになったのかということをはつきり書くという趣旨でよろしいですね。

池本部会長 はい。

矢野委員 ちょっと確認させてください。部会長のほうから出た最後のところの行に、適格消費者団体が申立人として対象になり得るということも検討課題ということを入れていただくことと、最後の2行のところの、新たな訴訟制度の導入の動きを踏まえて再構築という、「新たな訴訟制度の導入の動き」だけに集約されることではないので、その辺の書きぶりを検討していただきたいなと思っています。

ここに関連して、直接この答申案に書き込みを要望するものではないんですが、部会の2回目のところで、相談業務に携わっていらっしゃる方からも、現場のほうからやはり約款の訂正というか、約款について、こちらの救済委員会でも取り扱ってもらうことを要

望されていましたが、むしろ、適格消費者団体がそのことの役割を果たしているということや、具体的に約款変更が行われていることの事例といたしますか、そういった情報を適格に相談現場のほうに流していただきたいなと思います。消費者機構日本でニュースをつくったりとか、ホームページにも掲載されていますけど、確かに約款が幾つも見直されて是正されている事実がありますので、そういったことが違う役割を果たす団体で適格に行われているということを現場にもぜひ周知していただいて、それぞれが総合的に対応できているんだということを伝えていただきたいなと思っております。

池本部会長 では、ほかに。その他の論点からでも結構です。

矢野委員 では、幾つかすみません。まず、8ページなんですけど、これは総会のところで少し出て、具体的に注2で特有な事情が、いわゆる200件あまりの不調がある中で、被害救済委員会にかかるのが3件ということは、どういうことだという話が出たと思うんですけど、具体的には、なかなか対象とならない案件のほうが多いんだということですが、課題のところ、そのことは対象とならないものも少なくないということで、1段目の最後のところ、六、七行目ですかね、書いてありますが、この範囲のほうがよくないんですか。もうちょっと割合を明示して、200件のうち何割程度がというところまで書いたほうがいいのかどうかは。

池本部会長 なかなか割合といっても認定が難しいのではないかと思います。むしろ、この記載の趣旨は、200件全部が審議して受けとめる対象ではない。その中には個別性が高いものもある。しかし、従来型の先例形成機能の観点からいうと取り上げられないが、検討すべきものもあるという、「一方」という文章と併せて意味がある文脈だというふうに理解しています。

矢野委員 そこと関連して、35ページの資料5のところ、図式化されているんですけど、個々のあっせん不調が198件で、救済委員会付託が3件、これだけの図式だと、やっぱりやっていないじゃないかという印象を受けてしまうので、8ページの注2を再掲するのか、何らかの形で注釈を入れておいたほうが親切な表示になるかなと思いますので、ご検討ください。

それから17ページですが、今後二つ部会が設置というか、新たな部会が設置されて、部会は二つになるということなんですけど、総会するときにも、なかなか二つの部会の違いがよくわからないというようなこともあったので、17のところの一覧表にまとめてあって、かなりわかりやすくなったと思うんですけど、二つの部会ということは、かなり明記を

したほうがいいと思うんです。15ページのところに、網線がかかったところの最初に、「このように二つの形式の部会を設置し」とは書いてありますけど、14ページの最初のところで読んでいかないとなかなかわからないわけですね。

中間まとめがあったときに、マスコミの報道によっては、これまでの部会が新しいものになるみたいな表現で一部報道されたものもありました。だから、一般的には文言を読んでいかないと、結局、二つになるのか、それとも従来のものが新しいものになるのかという誤解も招ねきかねないので、二つあるということを明記していただきたいなと思っております。

それから、17ページの表の中の「新たに設ける部会」の〔被害救済の方向性〕、2段目のところで「左記以外」ということなので、左記以外でよく伝わるのかな。このあたりが、答申案って文章を読むよりも、こういう表のところを割と普通にはよく見るんですね。わかりやすいので。でも、ここで左記以外と書いてあったときにどういうふうなことをイメージできるだろうか。そこはもうちょっと丁寧に補足されたほうがいいのではないかなというふうに思います。15ページのところに、その内容が書かれていると思いますので、それが一つと、それから、下の「委員の構成」ですけど、「新たに設ける部会」では、その都度構成するということは、左側にある学識、消費者、事業者の三者から、その都度構成メンバーが変わるというふうに受け取ってよろしいでしょうか。この間検討していたときは、割と学識のみでというような話もあったと思いますけれども、そうではなくて、この三者からというふうにとらえていいのかどうか、そこだけちょっと質問させていただきます。

企画調整課長 まさしく案件の中身によって、どういった専門性を必要とするかという観点で選任をしていきたいというふうに考えております。

矢野委員 最後になりますけど、20ページの、先ほど総会の意見を受けて、区市町村への委員会の設置の促進を図るということで、新たな書き込みなんですが、具体的に今被害救済委員会がある三つの自治体のところの、このことは知らされていないと思うんですけども、反応というか、意向というか、意欲というか、そのあたりは何かつかんでいらっしゃいますでしょうか。

企画調整課長 中間のまとめを出すに当たっては、区市町村の担当課長会、これは行政内部の会議で消費者行政を所管する会議ですが、ここでこの中間のまとめを説明しまして、ご意見を伺う機会を設けました。そのときも、特に三つの自治体さんからは、ご意見はあ

りませんでした。今まで自分たちで処理できなかったものが都に行く道ができるということであれば、ぜひそれは早くやってほしいといったような、賛成意見をいただいたところですよ。

矢野委員 今のお話ですと、いわゆる区市町村の相談事例が今後は対象になるので、それがありがたいということだと思えますけれども、連絡センターで53区市町村の消費者行政の担当の方と意見交換を先日終えたばかりですが、具体的に消費者被害救済委員会だけでなく審議会等も設けていらっしゃる自治体もありますけれども、実際としてはなかなか開かれていないということと、この間、非常に財政が厳しい中で、体制的な問題とかいろいろ課題を持っていらっしゃいます。区市町村への委員会の設置の促進を図るという方向性は望ましいのではあるんですけれども、実情としては、なかなか体制問題とか、受けとめですとか大変厳しいものがあると思うので、しばらくはとにかく実践例、実例を増やしていきながら、インセンティブを強めていくということが大事なかなと思いますので、意見として述べさせていただきました。

池本部会長 よろしいでしょうか。

消費生活総合センター所長 矢野委員のご質問の関係で、区市町村のセンターのご担当者の方々との非公式の情報交換の場では、実はこういう事案で消費生活センターは困っているの、付託をしたいということを考えているので、ぜひ早く付託できるように準備を進めてほしいという話は寄せられております。具体的な案件もご相談が寄せられています。

池本部会長 ありがとうございます。では、川野委員。

川野委員 今の矢野委員に賛同する部分が多いのですが、まず、14ページの「体制」のところ、体制についての説明は確かにあるのですが、これは目玉なので、サブタイトルで新部会の設置とかいれると、パッと見たとき内容が分かりやすいかなという感じがいたします。

図表があるのは36ページの参考資料ですか。被害救済スキームの現状より、乃至は新旧対比してもいいですが、次のステップはこうだというのがあったらいいかなと思います。

それから17ページのところで、新たな部会というのは今後の課題として、従来型、新しい型に対する何らかのネーミングが必要ではないかと。混同しないようにわかりやすくネーミングすれば、より都民の方々もわかりやすくなるのじゃないかなと思います。

それと17ページ、審議期間「約6カ月～8カ月」、「3カ月程度」とあるんですが、

この数字というのは、ひとり歩きするので、ここまでかかってもいい、とならないでしょうか。目処というのもおかしいですけれども。これを今迄の半分以下にしたいとか、3カ月ではなくて、6カ月～8カ月を従来型の半分以下で、という表現とか工夫が要るんじゃないかと思いました。

それと、参考までに聞きたいのですが、この答申が出るときは12月ですけれども、現時点で、この8カ月で何件くらい被害救済委員会付託されているのですか。

消費生活総合センター所長 今年度は2件です。あっせん・調停部会としては2件、訴訟援助部会としては1件です。

川野委員 最新情報がほしいというのは普通に思うことだと思いますので、例えば、今年度11月現在での案件例というのが、どこかに括弧書きなんかでいいのですが、あればと思いました。

池本部会長 ほかにいかがでしょうか。

鹿野委員 矢野委員と川野委員がおっしゃったことに基本的に賛成です。14ページの「体制」というところに括弧書きでもいいですから、従来型の部会に加えて、新たな部会を設けるということをゴシックで書くと、一目でそのポイントがわかってよろしいのではないかと思います。それに加えて、先ほど川野委員がおっしゃったように、この部会では、従来型とか、新たなとか言ってきたのですが、やはりこれを適格に表す名称を決めたほうがわかりやすいと思います。

それからもう一つ、17ページに表について。この表の従来型、それから新たに設ける型についての一番上の要件に係るところなのですが、このような記載では、ここに列挙された項目のすべてが満たされないと受け付けられないかのような誤解を招くかもしれないと心配です。パブコメでも、逆に厳格化されるんじゃないかというような誤解をしていらっしゃる意見もあったようですので、そうではなくて、このいずれかに該当すればいいんだということを、この表に書いて頂けると、そのような誤解を生じなくてよろしいかと思いました。

池本部会長 ありがとうございます。

私からもちょっと補足させていただきますと、今の17ページの一覧表で見ますと、確かに「従来型」、「新たに設ける」というのは、今後ネーミングを変える必要があるかなと思います。この場でパツといい案が浮かべば一番いいんでしょうけれども、事務局でちょっとご検討いただいて、あるいは全体委員会の場でコンセンサスを得られるようなも

のがつくればいいのかなど。しかもそれも、やはりこういう一覧表でパッと見て理解しようというふうになることが多いとすると大事かなと思いますし、この二つの部会が併存するんだということがわかるようにすること。

それから、先ほどご指摘があった〔被害の状況、内容〕のところへ、従来型は と 、新たに設けるほうは から まで。実際に規則を書くときには、次のいずれかがあればいいのか、次のすべてを満たすものかというのは、自ずから文章で書き分けることになると思うんです。ここもやはり、一言「以下のいずれかに該当するもの」というのがあったほうがいいのかなど。同じように一段下の〔被害救済の方向性〕も、「左記以外」というよりは、むしろ「左記要件は不要」とでも明示的にしておいたほうがわかりやすいというふうに思います。

それから 15 ページの下から 16 ページで、案件増加に対応して、16 ページで事務局体制の充実が必要であると。それから具体的には弁護士とか相談員などの資格者を配置するというのも重要ではないかという指摘があって、それ自体は賛成なんですけど、この書きぶりが気になります。都民やセンターへの情報提供が重要であるという観点から体制強化というふうになってはいますが、情報提供はもちろんですけど、まずは受け付けて迅速・円滑に運営するという、運営そのものが重要であるから事務局体制を強化するということがあるんだろうと思います。そこも言葉として入れておいていただいたほうが良いと思います。

それに関連して一つ情報提供しますと、国民生活センターにもADRがあります。国民生活センターの事務局は今8人程度。弁護士も2人入っていると、そういうふうに私も理解していたんですが、先日ちょっと議論していたら、今、年間100件強取り上げてやっていますが、問い合わせはその数倍あるんだそうです。その問い合わせに対して受け付けできるかどうかという入口での対応をするために、8名の職員とは別に、数名の相談員をADRの受付窓口の電話対応として配置していて、その中で立件できそうなものと、これはそれには当たらないから地元で相談してくださいとかいうスタッフが数名いるんだそうです。それを私も実は知らなかったんですが、そうすると、十数名の体制なんですね。もちろん、国センのADRの場合は全国からの受け付けだし、それから半分くらいが一般からの直接申立てもあるので、余計そういう入口対応が必要だというのは理解できるんですが、聞くと、やはり地方のセンターからこの案件はやってもらえそうかという事前問い合わせが結構あるということでした。だとすると、東京都でも市区町村の案件が適用対象

になるとすると、市区町村の相談員から、こういう案件は取り上げもらえそうかという打診は当然来るし、そこの対応も、これまでのイメージ以上のものが必要になってくるんだなということがわかりました。その意味で、受付や運営などの円滑性確保というんですか、そこも視野に入れた事務局体制を考えていただかないと、結構大変かなという気がしました。文章の中で反映するとすれば、そのあたりかなというふうに思います。

消費生活総合センター所長 17ページの表の記述の仕方の確認、あるいはご相談なんですけれども、1番目のところなんですけど、現在担当する紛争案件ということで、要件ということでは記述しておりませんで、例えば、従来型の部会の〔被害の状況・内容〕と〔被害救済の方向性〕についていえば、要件としては、今までの部会のご議論では、ここでいう、 、 のいずれかに該当すれば、従来型のいわゆる大法廷でやりましょうというお話がありまして、ただ、要件ではないけれども、〔被害の状況・内容〕という点で見れば、被害の多数性だとか、重大性の案件が多くなりますよねというお話があったので、 、 をここに加えているということで、従来型の部会では紛争案件のイメージとしてこういうものが扱われますよという整理を現在しているんですけれども、先ほどのご意見では、ここを紛争案件の要件ということで整理をして、いずれか一つに該当したものがどの部会で扱われるかというのを明らかにするようにわかりやすく整理をするというお話であれば、例えば、従来型の部会であれば〔被害の状況・内容〕のところは、要件としては記載するものがないという整理でよろしいでしょうか。つまり、新たに設ける部会というのは、〔被害救済の方向性〕は、先ほど先生もおっしゃいましたけれども、「左記要件は不要」という記述になり、従来型のところは「右記要件は不要」という記述になるということではよろしいでしょうか。

池本部会長 まず、今ご指摘あったうちの下半分の被害救済の方向性のところでいうと、新たに設けるところは、左記の 、 、 の要件に当たらないものを対象にするという意味では、すみ分けがはっきりしていると思います。それに対して、上半分の〔被害の状況・内容〕のところは、従来型にも多数性、重大性というのは、規定上はあったはずですから、ここが消える必要はないんだろうと思います。ここはそのまま活かしてあって、むしろ、〔被害の状況・内容〕等についても、新たに設けるところはもっと視野を広げて、緊急性があるとかという案件も、機動的に取り上げられるようにしようというふうに広げているのではないかと理解したのですが、そこはどうでしょうか。

消費生活総合センター活動推進課長 補足させていただきますと、右側の から まで

は、従来型にも入ってくるということだと思います。ですので、当然入ってもいいんですけども、〃、〃、〃が一つも入っていなければ、新たなほうで処理します。〃、〃、〃が入っていれば、従来型の部会で処理しますということでございます。ですので、考えとしては、今、部会長がおっしゃったように、左側には全部入ってくるということでございます。

池本部会長 〃、〃、〃というのは、上も下も〃、〃、〃が書いてあるので。

消費生活総合センター活動推進課長 失礼しました。[被害の状況・内容]の〃から〃までが、当然、従来型のほうにも、そういう要件は入ってくる可能性は十分あるということでございます。

消費生活総合センター所長 [被害の状況・内容]としては入ってくるんですけども。

消費生活総合センター活動推進課長 基準としては、要件としては、それは入ってもよろしいんですけども、[被害救済の方向性]の〃、〃、〃、これが入ってこなければ、従来型では取り扱わないと、こういう趣旨でございます。

池本部会長 という理解、そこはよろしいですか。

企画調整課長 そのこのところが、今までも何度も議論になっているんですけども、今回の新しく設ける部会というのは、スピーディにやりましょうよというのが一つの売りであるわけですし、そういう意味では、反復性、緊急性、高度専門性ということに関しては、この新しい部会でやるというのが、今回の新規事項としての打ち出し方なんですね。ですから、この整理、この表現にしておかないと、そこがあいまいになってしまうということがあるので、中間のまとめは、これで出させていただいたところです。我々はこれでやりたいというふうに思っています。

池本部会長 その意味では、先ほどちょっとご指摘があったように、実際の受け付けの要件を厳密に書くというよりは、二つのすみ分けはイメージしやすいようにしてあるんだということが前提ですね。だから、おっしゃった上の[被害の状況・内容]のところは、規則で書くときには、恐らく重なるのかもしれないけれども、特徴としては、右側だけに指摘しておくというのはよろしいのかもしれない。

矢野委員 ちょっと関連して。15ページのところに新たに設ける部会で何を付託するかというところで、いわゆる高度専門性や緊急性のことで、案で17ページの〃、〃、〃の部分に当たることが書いてあるかなと思って、15だけを読んでしまうと、いわゆる〃、〃、〃は新たな部会で、だから、多数性や重大性というのはある意味では前提、救済委員



会にかかる上では前提となるということと解釈したほうがいいのかと思うんですけど、いずれかにしてしまうと、多数性だけでも、どちらかの部会にかけて、かつ方向性が、  
、  
、  
があれば、従来型に入るといような振り分けになるのかなと思うんですけども、わかりやすく明示することと、それから振り分けをどういうふうに解釈するかを、もうちょっと整理をしないと誤解を招くとよくないかなと思います。

消費生活総合センター所長 センターの事務局として考えておりましたのが、従来型の大法廷というのは、紛争解決指針などを提示をする。そのために5人体制の厚い体制でご議論いただくということをご想定しておりますので、17ページの表でいうと、従来型の部会の〔被害救済の方向性〕の三つの要件のいずれかに該当するという場合に付託するという判断をしたいと思っています。

〔被害の状況・内容〕としては、多数性などもあるかもしれないけれども、要件としては、そこは考えずに、あくまで〔被害救済の方向性〕の、  
、  
のいずれかに該当する場合とします。新たに設ける部会については迅速性を求められるということで、これは反復性、緊急性、高度専門性もありますが、多数性、重大性でも同じような状況だろうということで、〔被害の状況・内容〕の から の多数性から高度専門性のどれかに該当すれば、新たに設ける部会でご審議いただくということで、振り分けについては考えております。

池本部会長 ほかにいかがでしょうか。

鹿野委員 いずれにしても、今の趣旨がどうもこの表からはなかなか伝わりにくい、むしろ誤解を招くようなところがありますので、その誤解を招かないようにということをお願いしたいと思います。

それから、これも細かなところですけども、左の番号が から が続き番号になっていて、ちょっとこれは違うので、分けたほうがいいですね。

消費生活総合センター所長 表は、例えば担当する紛争案件の付託要件として、いずれか一つに該当するものを付託すると注釈を入れて、その要件をきちんと書けばはっきり特徴が出ますので、そういう形で整理をするということによろしいでしょうか。

矢野委員 ただ、「委員の構成」のところ、「上記」と書いてあるのは、方向性の今の ですね。

池本部会長 現状の方向性の を指していますね。

鹿野委員 もちろん、数字を変えたら、ここら辺も訂正していただく必要があります。

池本部会長 その意味では、 の上段と、下を例えば(1)、(2)とか、ちょっと区別して議論できるようにしていただいたほうが、ここでの議論でもちょっと取り違えしそうになりましたから。

あと、さっき矢野委員からご指摘があった委員数の、新たに設ける部会のところの二、三名という記載との兼ね合いなんですけど、従来型は5名程度となっていました。国民生活センターでやっているのでは、2名構成が一番たしか取扱件数は多かったと思います。個別案件で、いわば解釈適用とかそういうところが中心の案件であれば、例えば、弁護士と学者だけ、そういう意味では学識だけで構成するということもあるし、先例的価値があって、どういうバランスで、どう考えるべきかという考え方を提示するとなれば、三者がきちんとバランスよく入っておく必要があります。その意味では、機動的な解決ということなので、必ずしも三者構成をそのまま反映するものではないというところをご理解いただきたいと思います。

矢野委員 はい。

池本部会長 それから、先ほどの3カ月程度というところは、確かに従来型の半分以下を目指すとか、そのほうが迅速性が見えやすいかもしれないですね。私もその意見に賛成です。

企画調整課長 国センさんがたしか2カ月とか、3カ月明示をしていましたよね。それを意識して出したんですけども。

池本部会長 なるほど。ほかにいかがでしょうか。

矢野委員 ちょっと確認です。先ほど川野委員から言われた、現時点でのあっせんというか、付託された案件で、34ページの資料4のところ、それが入ると考えていいですかね。先ほどの2件。そうすると最新版になると思いますので、よろしく願います。処理結果は、付託されたばかりのもありますので。

消費生活総合センター活動推進課長 今年度をつけ加えるということで。

矢野委員 はい。

池本部会長 ほかにいかがでしょうか。

きょうご欠席の委員からは、何かこれについての意見とかは。

企画調整課長 特にいただいておりません。

池本部会長 わかりました。そうしますと、ほかにご意見がなければ、若干時間は残っておりますが、きょうのこの議論を踏まえて、若干の字句の修正を加えていただいて、そ

それを答申案とするということですが、ちょっと手順のことを確認したいのですが、その手直しをしたものをもう一度委員に送付して、目を通していただくという、そのあたりの手順を含めて、少しご説明いただきたいんですけども。

企画調整課長 本日いただきましたご意見に基づきまして、もう一度修正をかけさせていただきます。その上で内容をご確認いただきまして、部会案をまとめ、次回の審議会が12月21日でございますけれども、そこに向けて、事前に委員の方にはご説明をして回ろうというふうに考えております。

池本部会長 ほかに皆さんからご意見がありますか。よろしいですかね。

特にご意見がなければ、それでは、あと最後、事務局から補足をお願いします。

企画調整課長 特に先ほどの17ページのところの委員会の部会のネーミングですが、これは当然、私どもで考えるんですけども、この後、また少しお時間があれば、ネーミングのヒントをいただければと、こういったのがいいんじゃないかというのがあれば、またご提案をいただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

池本部会長 修正案をいただいたりする過程で、またそのネーミングのことは、我々も知恵を出し合うし、あるいはほかにもちょっと意見を出していただくということで、総会に向けて、あるいは総会の場で、コンセンサスを得られるように工夫をしてください。

企画調整課長 はい。

池本部会長 よろしいでしょうか。ちょっと予定より早く終了することができました。

それでは、以上をもちまして、本日の第4回の部会を閉会というふうにさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

午前11時29分 閉会